

各業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

宅地建物取引主任者に対する講習（法定講習）の実施要領（昭和55年建設省告示第1798号）の一部を改正する告示の施行について（通知）

標記告示の改正が、平成26年10月28日国土交通省告示第1043号により別添のとおりなされ、平成27年4月1日より施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その旨御理解の上、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者及び関係講習実施機関へ周知を行われたい。

記

1 改正の趣旨

宅地建物取引主任者の役割の増大に鑑み、「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」の名称に改めるほか、「宅地建物取引士の業務処理の原則」など、宅地建物取引士の適正な業務確保に係る新たな規定の創設等を内容とする宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号。以下「改正法」という。）が平成26年6月25日に公布されたところである。このため、改正法の趣旨を踏まえ、宅地建物取引士にふさわしい資質の維持向上を図る観点から、宅地建物取引主任者に対する講習（法定講習）の内容を充実させることとし、実施要領の改正を行ったものであること。

2 改正の内容

(1) 題名

題名を「宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領」を「宅地建物取引士に対する講習の実施要領」に改める。

(2) 講習の科目

「宅地建物取引士の使命と役割に関する事項」を加えるとともに、現行の各講習科目の「おおむね過去3年間」を「おおむね過去5年間」に改める。

(3) 講習の時間

「おおむね5時間」を「おおむね6時間」に改める。

(4) 受講料

「11,000円以下」を「12,000円以下」に改める。

(5) その他

第二中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に改める。

3 講義手法

今般の実施要領の改正に併せ、講習効果を高めるとともに実践的な知識を習得する観点から、自己採点、ケーススタディなど受講者参加型の講義手法を取り入れるよう各講習実施機関に対して指導をお願いする旨各都道府県主管部長あて通知している。については、関係講習実施機関のこれら講義手法の実施について、よろしく取り計らわれたい。